

三島市第二種免許取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等により運転手不足が深刻化しているバス及びタクシー事業者（以下「事業者」という。）における運転手の確保を促進し、地域公共交通の維持を図るため、従業員の第二種免許取得に係る経費を負担する事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する運転免許をいう。
- (3) 路線バス事業者 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行うものをいう。
- (4) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行うものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、従業員の第二種免許取得に係る経費を負担した旅客自動車運送事業者とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般社団法人静岡県バス協会に加盟し、道路運送法第4条における許可を受けている路線バス事業を三島市内にて運行している路線バス事業者又はその事業者の従業員の採用を代行する事業者。
- (2) 商業組合静岡県タクシー協会に加盟する、三島市内に本社もしくは営業所を持つタクシー事業者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、国土交通省、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人静岡県バス協会等から別に補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

2 前項により算出した補助金の額は、路線バス事業者にあっては従業員1人につき140,000円を限度とし、タクシー事業者にあっては従業員1人につき70,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、三島市第二種免許取得支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和7年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請兼実績報告内訳書（様式第2号）
 - (2) 一般旅客自動車運送事業の許可証（写し）
 - (3) 第二種免許取得者の運転免許証（写し）
 - (4) 事業者が経費を負担したことが確認できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請書の提出をもって、三島市補助金等交付規則第10条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、第6条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、三島市第二種免許取得支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の不交付を決定したときは、三島市第二種免許取得支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

別表（補助対象経費及び期間）

対象	経費	期間
旅客自動車運送事業者が負担した <u>市内を運行する路線バス事業者の従業員又は三島市内の本社若しくは営業所に所属するタクシー事業者の従業員</u> の第二種免許取得に係る経費	入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料	令和6年4月1日から令和7年2月28日までにおける第二種免許の取得に係るものに限る。